大阪府行政書士会会則

昭和 46 年 11 月 24 日
臨時総会で決議

改正　昭和 46 年 11 月 30 日
大阪府指令地方第 1385 号認可
昭和 46 年 12 月 1 日
大阪法務局登記済
昭和 48 年 6 月 23 日
定時総会で決議
昭和 48 年 8 月 11 日
大阪府指令地方第 541 号認可
昭和 48 年 9 月 14 日
大阪府指令地方第 652 号認可
昭和 49 年 8 月 1 日
大阪府指令地方第 558 号認可
昭和 50 年 3 月 20 日
大阪府指令地方第 1873 号認可
昭和 51 年 9 月 20 日
大阪府指令地方第 733 号認可
昭和 52 年 4 月 1 日
大阪府指令地方第 2210 号認可
昭和 53 年 8 月 1 日
大阪府指令地方第 442 号認可
昭和 54 年 7 月 20 日
大阪府指令地方第 396 号認可
昭和 55 年 8 月 1 日
大阪府指令地方第 548 号認可
昭和 56 年 8 月 1 日
大阪府指令地方第 792 号認可
昭和 57 年 8 月 18 日
大阪府指令地方第 1080 号認可
昭和 58 年 4 月 1 日
大阪府指令地方第 43 号認可
昭和 58 年 8 月 5 日
大阪府指令地方第 1069 号認可
昭和 59 年 10 月 1 日
大阪府指令地方第 986 号認可
昭和 60 年 6 月 1 日
大阪府指令地方第 90 号認可
昭和 61 年 4 月 1 日
大阪府指令地方第 1340 号認可
昭和 62 年 8 月 29 日
大阪府指令地方第 601 号認可
昭和 63 年 7 月 15 日
大阪府指令地方第 475 号認可
平成元年 7 月 19 日
大阪府指令地方第 462 号認可
平成 3 年 10 月 1 日
大阪府指令地方第 809 号認可
平成 5 年 9 月 1 日
大阪府指令地方第 621 号認可
平成 6 年 11 月 24 日
大阪府指令地方第 997 号認可
平成 7 年 8 月 31 日
大阪府指令地方第 683 号認可
平成 9 年 7 月 11 日
大阪府指令地方第 429 号認可
平成 11 年 6 月 18 日
大阪府指令市　第 357 号認可
平成 12 年 8 月 24 日
大阪府指令市　第 688 号認可
平成 16 年 7 月 6 日
大阪府指令市　第 1841 号認可
平成 17 年 11 月 7 日
大阪府指令市　第 2649 号認可
平成 18 年 7 月 27 日
大阪府指令市　第 1916 号認可
平成 19 年 9 月 28 日
大阪府指令市　第 2109 号認可
平成 21 年 7 月 28 日
大阪府指令市　第 1901 号認可
平成 23 年 6 月 15 日
大阪府指令市　第 1835 号認可
平成 24 年 6 月 14 日
大阪府指令市　第 1664 号認可
平成 25 年 6 月 26 日
大阪府指令市　第 2112 号認可
平成 26 年 10 月 3 日
大阪府指令市　第 2105 号認可
平成 28 年 7 月 7 日
大阪府指令市　第 2107 号認可
平成 30 年 7 月 9 日
大阪府指令市　第 1913 号認可
令和 2 年 6 月 15 日
大阪府指令市　第 1672 号認可
令和 3 年 6 月 21 日
大阪府指令市　第 1690 号認可
令和 5 年 7 月 19 日
大阪府指令市行　第 1865 号認可
令和 7 年 6 月 30 日
大阪府指令市行　第 1772 号認可
令和 8 年 6 月 24 日
大阪府指令市行　第 1753 号認可

第 1 章　総則

（名称）

第 1 条　本会は、大阪府行政書士会（以下「本会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条　本会は、会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

（事業）

第 3 条　本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1)　会員の品位保持のための指導及び連絡に関すること。
(2)　日本行政書士会連合会（以下「連合会」という。）が行う行政書士の登録及び行政書士法人の届出に関する事務の一部を行うこと。
(3)　会員の執務の指導及び連絡に関すること。
(4)　業務関係法規の調査及び研究に関すること。
(5)　会員の届出事項の処理に関すること。
(6)　関係官公署その他団体との連絡協調に関すること。
(7)　非行政書士行為の排除に関すること。
(8)　業務関係図書・諸用紙の様式及び参考書類等の編集・作成･発行並びにこれら業務用品の共同購入と斡旋頒布に関すること。
(9)　福利厚生及び共済に関すること。
(10)　業務の改善進歩に必要な調査及び研究に関すること。
(11)　講演会及び研修会等の開催に関すること。
(12)　会員の研修に関すること。
(13)　会報及び研修資料等の編集並びに発行に関すること。
(14)　広報活動に関すること。
(15)　行政書士法(昭和 26 年法律第４号。以下「法」という。)第４条第１項の規定により指定試験機関が行う試験事務への協力に関すること。
(16)　本会及び会員に関する情報の管理に関すること。
(17)　本会及び会員に関する情報の公開に関すること。
(18)　日本司法支援センターの活動への参加・協力に関すること。
(19)　裁判外の紛争解決制度に関する調査、研究及び機関の設置・運営に関すること。
(20)　会員の品位保持及び向上のための社会貢献活動に関すること。
(21)　官公署等からの受託事業に関する事項
(22)　その他本会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第４条　本会は、法第 15 条第１項の規定により、大阪府内に事務所を有する行政書士及び行政書士法人をもって組織する。

(事務所の所在地)

第５条　本会は、事務所を大阪府内に置く。

第２章　会員

(会員)

第６条　本会の会員は、行政書士である会員（以下「個人会員」という。）及び行政書士法人である会員（以下「法人会員」という。）とする。
２　前項の個人会員は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
(1) 本会の区域内に事務所を有する行政書士
(2)　次項に規定する行政書士法人の事務所（本会の区域内の事務所に限る。）に所属する社員である行政書士
(3)　第１号に規定する行政書士又は次項に規定する行政書士法人の使用人であり、当該事務所（本会の区域内の事務所に限る。）を行政書士名簿に登録している行政書士
３　第１項の法人会員は、本会の区域内に事務所を有する行政書士法人をいう。

(行政書士の入会)

第６条の２　行政書士の入会は、次に掲げる各号による。
(1)　本会を経由して登録を受けた者は、登録を受けたときに本会の会員となる。
(2)　本会の区域内に事務所を移転した者は、その移転があったときに本会の会員となる。

(行政書士法人の入会)

第６条の３　行政書士法人は、次の各号のいずれかに該当したときに本会の会員となる。
(1)　その主たる事務所又は従たる事務所を本会の区域内に登記したとき。
(2)　本会の区域外から本会の区域内に事務所を移転しその旨の登記をしたとき。
(3)　法第 13 条の 19 の２の規定に基づき、当該行政書士法人を本会の区域内において継続する旨の登記をしたとき。

(個人会員の退会)

第７条　個人会員の退会は、次に掲げる各号による。
(1)　法第７条第１項各号の一に該当するに至っ

た者は、そのときに本会を退会する。

(2)　法第７条第２項の規定により登録を抹消された者は、登録を抹消されたときに本会を退会する。

(3)　他の都道府県の区域内に事務所を移転した者は、その移転があったときに本会を退会する。

（法人会員の退会）

第７条の２　法人会員は、その事務所の移転又は廃止により、本会の区域内に事務所を有しないこととなり、その旨を登記したとき、又は解散したときに本会を退会する。

（清算人選任の申立て）

第７条の３　本会の区域内に主たる事務所を有する行政書士法人が解散した場合、会長は、法第 13 条の 21 第２項において準用する会社法第 647 条第２項から第４項の規定に基づき、裁判所に対し、清算人の選任を申立てることができる。

（職印の届出）

第８条　会員は、法第 16 条の５第１項又は第２項、若しくは法第 16 条の６第１項又は第２項の規定により本会の会員となった後、直ちに、職印届を本会に提出しなければならない。

２　法人会員は、その事務所ごとに職印届を提出しなければならない。

３　前二項の規定は改印の場合に準用する。

（懲戒処分の届出）

第９条　個人会員は、戒告、業務の停止又は禁止の処分を受けたときは、遅滞なく別に定める届書を本会に提出しなければならない。

２　法人会員は、戒告、業務の全部又は一部の停止若しくは解散の処分を受けたときは、遅滞なく別に定める届書を本会に提出しなければならない。

（会員証）

第 10 条　本会は、入会した会員に、別に定める会員証を交付しなければならない。

２　会員は、退会したときは、本会に会員証を返還しなければならない。個人会員にあっては業務の停止又は禁止の処分を、法人会員にあっては業務の全部の停止又は解散の処分を受けたときも同様とする。

（入会金）

第 11 条　本会に入会しようとする者（行政書士法人を含む。ただし、第６条の３第３号の場合を除く。）は、総会で定める額の入会金を納入しなければならない。

（会費）

第 12 条　個人会員及び法人会員は、それぞれ、総会で定める額の会費を納入しなければならない。

２　本会は、納付すべき会費を正当な理由なく６か月分以上の期間滞納している会員に対し、１か月以上の期限を定めて会費を納入すべき旨の催告を行うものとする。

３　本会は、第２項の規定により催告を行っても、なお定められた期限までに会費の納入が行われない場合には、直ちに、個人会員に対しては第 47 条の２第１項第１号及び第２号の措置を、法人会員に対しては第 47 条の３第１項第１号及び第２号の措置をとることができる。

４　本会は、第２項の規定により催告を行っても、なお定められた期限までに会費の納入が行われない場合には、本人に弁明の機会を与えて会員として業務を継続して行う意思の有無を確認し、その意思がないと認める場合は、個人会員に対しては第 47 条の２第１項第３号の措置を、法人会員に対しては第 47 条の３第１項第３号及び第４号の措置を行うものとする。

５　本会は、前項に定める弁明の機会を与えた後１か月以内に会費の納入が行われない場合には、会員として業務を継続して行う意思がないものとみなすことができる。

６　会長が第４項の措置を行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

７　会長は、第３項又は第４項の措置をとつたときは、大阪府知事に通知しなければならない。

８　滞納会費納入に際しては、催告、勧告等に要した費用も併せて納入しなければならない。

（会費の延納･減額及び免除）

第 13 条　会員は、疾病又は災害により会費を納入することが困難な事由があるときは、会長に対して、その延納、減額又は免除の申請をすることができる。

２　前項の申請は、当該会員が所属する支部の支

部長を経由するものとし、支部長は、実情調査の上、申請書に意見を附して会長に提出するものとする。

3　会長は、第１項の申請があったときは、常任理事会の議決を得て、その結果を当該支部長及び会員に通知しなければならない。

第３章　会の機関

第１節　役員

（役員）

第 14 条　本会に次の役員を置く。

(1)　会長　　１名
(2)　副会長　　３名以上５名以内
(3)　理事　　20 名以上 30 名以内
(4)　監事　　７名以上９名以内

2　理事のうち 10 名以内を常任理事とする。

3　本会に専務理事１名を置くことができる。

（役員の職務）

第 15 条　会長は本会を代表し、その会務を総理する。

2　副会長は会長の定めるところにより会長を補佐し、あらかじめ会長が指定した順位により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3　理事は、理事会の構成員として会務執行の意思決定に参画するとともに、会務を分掌する。

4　常任理事は、規則に定める部の長として、会務を分掌管理し、これを執行する。

5　専務理事は、会長の命を受けて会務の執行を掌理する。

6　監事は、資産及び会計の状況並びに会務の執行を監査し、不正を発見したときは総会にこれを報告するほか、会則にその権限として定められた事項を行う。

7　監事による職務遂行に関して必要な事項は、別に規則で定める。

（役員の選出）

第 16 条　会長は、個人会員の中から総会において出席個人会員の直接無記名投票により選出する。ただし、総会に出席できない一定の事由がある会員に対しては、当該選挙の期日前に投票を行わせることができる。

2　副会長は、個人会員の中から会長が推薦し、総会において選任する。

3　理事は、個人会員の中から総会において選任する。ただし、会員以外の者からも選任することができる。なお、選任の方法は規則に定めるところによる。

4　常任理事は、理事の中から理事会の承認を得て会長が任命する。

5　会長は、常任理事に事故があるときは、理事会の承認を得て、理事の中からその職務を代理する者を指名することができる。また、常任理事が欠けたときは、理事の中から、理事会の承認を得て、その職務を行う者を指名し、又は新たに任命することができる。

6　専務理事は、理事の中から理事会の承認を得て会長が任命する。前項の規定は、専務理事に準用する。

7　監事は、個人会員の中から総会において選任する。ただし、過去に会長職にあった者及び前期副会長職にあった者を選任することができない。

8　本条に定める会長選出に関し、選挙権・被選挙権資格その他必要な事項は会長選挙規則の定めによる。

（監事の兼任禁止）

第 16 条の２　監事は、会長、副会長若しくは理事又はこの会則に定める委員会、行政書士ＡＤＲセンター大阪及び本会の業務組織として定める部若しくは委員会の構成員を兼ねることができない。

（役員の任期）

第 17 条　役員の任期は、就任後第２回目の定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げないが、会長、副会長及び理事については、各々同じ役職の任期は連続して３期６年を限度とする。

2　補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の任期の残任期間と同一とする。

3　役員が、任期の満了又は辞任により退任した場合において、当該役員の定数を欠くに至ったときは、その役員は後任者が就任するまでその

職務を行うものとする。

（役員の退任）

第 18 条　役員は、法第 14 条第１項の処分を受けたとき、又は総会において解任の決議があったときは退任する。

２　常任理事及び専務理事は、理事会の承認を得て、会長が解任する。

（役員報酬）

第 18 条の２　役員には、役員報酬を支給することができる。

２　役員報酬の支給に関する事項は、別に規則で定める。

第２節　理事会

（理事会の組織及び招集）

第 19 条　理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

２　理事会は、会長が招集する。

３　理事会の招集は、会日より１週間前までにこれを通知しなければならない。ただし、緊急を要するときは、その期間を短縮することができる。

４　前項の通知は、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載しなければならない。

（理事会の議決等）

第 20 条　理事会の議決方法は下記による。

(1)　理事会の議長及び副議長は、会長が指名する。

(2)　理事会の議決は、別に定める場合を除き、理事会の構成員の過半数が出席し、その議決権の過半数で決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

(3)　前項の規定にかかわらず、常任理事及び専務理事の解任に関する事項は、出席した構成員の３分の２以上の承認を必要とする。

(4)　第 31 条の規定は、理事会に準用する。

(5)　理事会の議決について特別の利害関係を有する者は、議決に加わることができない。

（書面による議決）

第 21 条　会長は、特別の事由があるときは、書面により議決を求めることができる。

２　前項の場合において、議決の目的である事項について理事会の構成員の過半数が書面をもって同意を表したときは、理事会の議決があったものとみなす。

３　前項の場合において会長は、遅滞なく議決の結果を副会長及び理事に通知しなければならない。

（理事会の議決事項）

第 22 条　次に掲げる事項は、理事会の議決又は同意を得なければならない。

(1)　事業計画に関する事項

(2)　総会に附議すべき事項

(3)　支部長会の建議により審議を請求された事項

(4)　規則、規程、細則の制定及び改廃に関する事項

(5)　常任理事及び専務理事の選任並びに解任に関する事項

(6)　連合会の代議員の選任及び解任に関する事項

(7)　本会則中理事会に附議し、又は同意を得ることとした事項

(8)　前各号に掲げるもののほか、重要な業務の執行に関する事項

（議事録）

第 23 条　理事会の議事については、議事録をつくらなければならない。

２　議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事会の構成員のうち２名が署名押印しなければならない。

第２節の２　常任理事会

（常任理事会の組織）

第 23 条の２　本会に、常任理事会を置く。

２　常任理事会は、会長、副会長、常任理事及び専務理事をもって構成する。

（常任理事会の議決事項）

第 23 条の３　次に掲げる事項は、常任理事会の議決又は同意を得て執行しなければならない。

(1)　理事会から委任を受けた事項

(2)　理事会に附議すべき事項

(3)　会則及び規則等により常任理事会が処理するとされた事項

(4)　緊急に処理を要すると認められた事項

2　前項第４号の執行に関し予算を伴う場合は、その限度額を 100 万円とする。

3　第１項第４号により業務を執行した場合には、事後に理事会の承認を得なければならない。

4　会長は、第１項第１号から第３号により処理した事項については、理事会に報告しなければならない。

（理事会規定の準用）

第 23 条の４　第 19 条第２項から第４項、第 20 条第１号、第２号、第５号及び第 23 条の規定は、常任理事会に準用する。この場合において、「理事会」とあるのは「常任理事会」、第 20 条第１号の「議長及び副議長」とあるのは「議長」と読み替えるものとする。

第３節　総会

（総会）

第 24 条　総会は、定時総会と臨時総会の２種とする。

（総会の組織）

第 25 条　総会は、個人会員で組織する。

（総会の招集）

第 26 条　定時総会は、毎会計年度終了後２か月以内に、臨時総会は、必要がある場合に随時、会長がこれを招集する。

2　総会を招集するには、会日から２週間前までに個人会員に対してその通知を発しなければならない。ただし、緊急を要するときは、その期間を短縮することができる。

3　前項の通知には、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載しなければならない。

4　監事は、第 15 条第６項の規定による報告をするため必要があると認めるときは、第１項の規定にかかわらず、監事の過半数の決議により、臨時総会を招集することができる。

（総会の特別招集）

第 27 条　会長は、個人会員の３分の１以上の者から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を提出して、総会招集の請求があったときは、１か月以内に総会を招集しなければならない。

2　前項の請求があった日の翌日から３週間以内に会長が総会招集の通知を発しないときは、前項の請求者が総会を招集することができる。

（総会の議決事項）

第 28 条　次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

(1)　予算及び決算に関すること。

(2)　会則の制定及び変更に関すること。

(3)　重要な財産の取得、処分及び多額な債務の負担に関すること。

(4)　役員の選任及び解任に関すること。

(5)　綱紀委員の選任及び解任に関すること。

(6)　前各号のほか理事会において総会に附議すべき旨議決した事項

（監査報告）

第 28 条の２　監事は、毎会計年度における本会の資産及び会計の状況並びに会務の執行を監査した結果について、定時総会において報告しなければならない。

（定足数及び議決の要件）

第 29 条　総会は、個人会員の２分の１以上の出席がなければ、これを開くことができない。この場合において、第 31 条の規定により議決権を行使した個人会員は、総会に出席したものとみなす。

2　総会の議事は、出席した個人会員（前項の規定により総会に出席したとみなされるものを含む。次項においても同じ）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3　前項の規定にかかわらず第 28 条第１項第２号、第４号、第５号及び第６号に関する事項は、出席した個人会員の３分の２以上で決する。

4　総会の議決について特別の利害関係を有する者は議決に加わることができない。

（議決権）

第 30 条　個人会員は１個の議決権を有する。

（書面による議決権の行使）

第 31 条　個人会員で、総会に出席することのできない者は、あらかじめ議案について賛否の意見を明らかにした書面を提出することにより、その議決権を行使することができる。

（議長・副議長）

第 32 条　総会の議長及び副議長は、総会で選任する。

（議事録）

第 33 条　総会の議事について、議事録をつくらなければならない。

２　議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席個人会員のうち２名が署名押印しなければならない。

第４節　委員会

（委員会）

第 34 条　本会に次の委員会を置く。

(1)　綱紀委員会

(2)　選挙管理委員会

（綱紀委員会）

第 34 条の２　綱紀委員会は、本会の品位及び綱紀保持に資するよう、第 47 条第２項に基づき会長からの諮問を受け、その事実関係を調査審議し、その結果及び相当とする処分について答申するものとする。

２　綱紀委員会は、第 46 条第２項に基づき調査の嘱託を受けた案件の事実を調査し、その結果について報告するものとする。

３　綱紀委員会の委員（以下「綱紀委員」という。）は規則に定める方法により、総会の議決により選任する。

４　綱紀委員は、本会の役員及び支部長を兼ねることができない。

５　本条に定めるほか、綱紀委員会の組織運営及び職能権限に関し必要な事項は、規則で定める。

（選挙管理委員会）

第 34 条の３　選挙管理委員会は、会長選挙が公正かつ適正に行われるよう、選挙の管理執行事務を行うものとする。

２　選挙管理委員会の組織運営、職能権限及び委員の選任に関し必要な事項は、第 16 条第８項に規定する会長選挙規則で定める。

第５節　業務組織

（業務組織）

第 35 条　本会に必要な業務組織は、規則で定める。

２　理事会の議決により必要と認めたときは、特別委員会を設けることができる。

（部長会）

第 36 条　削除

（事務局）

第 37 条　本会の事務を処理するために事務局を置く。

２　事務局に事務局長１名を置く。

３　事務局の組織及び運営に必要な事項は、規則において定める。

第６節　行政書士ＡＤＲセンター大阪

（行政書士ＡＤＲセンター大阪）

第 37 条の２　本会は、裁判外の民間紛争を解決するため、行政書士ＡＤＲセンター大阪を設置し、その運営を行うことができる。

２　行政書士ＡＤＲセンター大阪の組織及び運営に必要な事項は、規則において定める。

第４章　登録及び届出の事務

（登録及び届出に関する事務）

第 38 条　本会は、法及び法に基づく命令並びに連合会の会則及び規則に基づき、行政書士の登録及び行政書士法人の届出に関する事務の一部を行う。

（申請書等の処理）

第 39 条　本会は、行政書士の登録及び行政書士法人の届出に関する書類の提出があったときは、連合会の会則及び規則の規定するところにより、必要な調査を行い、迅速かつ的確にその処理を行うものとする。

第５章　会員の責務と研修

（責務）

第 40 条　会員は、法令及び連合会の会則並びに本会の会則を遵守し、誠実にその業務を行うとともに行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

（研修）

第 41 条　個人会員は、本会及び連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るよう努めなければならない。

（研修事業）

第 41 条の２　本会は、個人会員の資質の向上を図るため、研修に関する必要な施策を行う。

２　研修の内容及び実施に関し必要な事項は、規則で定める。

（品位保持）

第 42 条　個人会員は、業務上必要な学術の研究及び実務の研鑽に努力するとともに、たえず人格の向上をはかり、行政書士として品位を保持しなければならない。

（業務の公正保持）

第 43 条　会員は公正、迅速にその業務を取り扱わねばならない。

２　会員は不正又は不当な手段で依頼を誘致するような行為をしてはならない。

（名義貸等の禁止）

第 44 条　会員は、自ら業務を行わないで、自己の名義を貸与し、その者をして業務を行わせてはならない。

２　会員は、法人等他の者の名において、業務を行ってはならない。ただし、次の各号に掲げる場合を除く。

(1)　行政書士法人の社員である会員にあっては、その所属する行政書士法人の名において業務を行うこと。

(2)　行政書士又は行政書士法人の使用人である会員にあっては、使用されている行政書士又は行政書士法人の名において業務を行うこと。

（秘密の保持）

第 45 条　会員は、正当な理由なく業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、会員でなくなった後も同様とする。

（会員に対する指導及び調査）

第 46 条　会長は、業務の適正又は品位の保持を図るため、必要があると認めるときは、会員から報告を求め又は当該会員に必要な助言若しくは指導をすることができる。

２　会長は、必要があると認めるときは、綱紀委員会に会員の業務に関する調査を嘱託することができる。

（注意勧告）

第 46 条の２　本会は、会員が法、法に基づく命令、規則その他都道府県知事の処分に違反するおそれがあると認めるときは、当該会員に対して、注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告できる。

（会員の処分）

第 47 条　本会は、会員が法、法に基づく命令、規則その他都道府県知事の処分に違反したとき、行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったとき、本会の会則に違反したとき又は本会の名誉を著しく傷つけたときは、当該会員に対して、第 47 条の２及び第 47 条の３により必要な処分を行うことができる。

２　前項の処分を行おうとするときは、会長はあらかじめ綱紀委員会に諮問し、調査及び審議させ、その答申を受けた後に理事会に報告し、その議決により決定しなければならない。

３　前項の手続きにあたっては、理事会において当該会員に弁明の機会を与えなければならない。弁明の機会の提供に関する手続き等必要な事項は、規則で定める。

４　第２項の議決には、理事会の構成員の３分の２以上の者が出席し、その議決権の４分の３以上で決する。

５　本条により会員の処分を行ったときは、会長は大阪府知事に通知しなければならない。

６　第 12 条第３項以下については、本条第２項から第５項を適用しない。

（個人会員の処分の種類）

第 47 条の２　個人会員に対する処分の種類は次のとおりとする。

(1)　訓告

(2)　２年以内の会員の権利の停止

(3)　廃業勧告（廃業するまでの間の会員の権利の停止を含む。）

２　前項第２号及び第３号の処分により停止される会員の権利は次のとおりとする。

(1)　本会の役員の選任に関する権利

(2)　本会の会議、研修会及び行事等に出席する権利

(3)　本会の事務所、施設等を使用する権利

(4)　本会から文書の送付を受け、図書及び物品の斡旋、頒布を受ける権利

(5)　本会の福利厚生に関する規則等に基づく金

銭等の給付を受ける権利

3　第１項の処分を受けた者については、別に定める規則により、当該会員名等を公表する。

4　本会は、第１項第３号の処分を受けて２年を経過した者からの申立てに基づき、第 47 条第４項に定める理事会の議決により、当該処分を将来に向かって取り消すことができるものとする。

（法人会員の処分の種類）

第 47 条の３　法人会員に対する処分の種類は次のとおりとする。

(1)　訓告

(2)　２年以内の会員の権利の停止

(3)　主たる事務所を有する法人会員に対しては、解散の勧告又は従たる事務所の廃止の勧告（解散又は従たる事務所を廃止するまでの間の会員の権利の停止を含む。）

(4)　従たる事務所のみを有する法人会員に対しては、事務所の廃止の勧告（事務所を廃止するまでの間の会員の権利の停止を含む。）

2　前項第２号から第４号の処分により停止される会員の権利は次のとおりとする。

(1)　本会の会議、研修会及び行事等に出席する権利

(2)　本会の事務所、施設等を使用する権利

(3)　本会から文書の送付を受け、図書及び物品の斡旋、頒布を受ける権利

(4)　本会の福利厚生に関する規則等に基づく金銭等の給付を受ける権利

3　第１項の規定は、法人会員を処分する場合において、当該行政書士法人の社員につき第 47 条第１項に該当する事実があるときは、その社員である個人会員に対し、処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

4　第１項の処分を受けた者については、別に定める規則により、当該会員名等を公表する。

5　本会は、第１項第３号又は第４号の処分を受けて２年を経過した者からの申立てに基づき、第 47 条第４項に定める理事会の議決により、当該処分を将来に向かって取り消すことができるものとする。

（大阪府知事に対する措置要求）

第 48 条　本会は、会員が、次の各号の一に該当したときには、大阪府知事に対し、その事実を報告し、必要な措置をとるように求めることができる。

(1)　法律、命令、規則その他都道府県知事の処分に違反したとき。

(2)　行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2　前項の規定にかかわらず、第 47 条の２第１項第３号、若しくは第 47 条の３第１項第３号又は第４号の措置をとったときは、会長は知事に対し措置要求をしなければならない。

3　法第 14 条又は法第 14 条の２に規定する懲戒処分がなされたときは、別に定める規則により、当該会員名等を公表する。

第６章　報酬

（報酬の額の掲示等）

第 49 条　法第 10 条の２第１項及び行政書士法施行規則（昭和 26 年総理府令第５号。以下「施行規則」という。）第３条第１項の規定に基づき、会員は、その事務所の見やすい場所に、その業務に関し受ける報酬の額を、連合会の定める様式に準じた表により掲示しなければならない。

2　法第 10 条の２第２項の規定による統計の作成及び公表に関し必要な事項は、規則で定める。

（領収証）

第 49 条の２　施行規則第 10 条の規定に基づき、会員は、依頼人から報酬を受けたときは、連合会の定める様式により正副２通の領収証を作成し、正本は、これに記名し職印を押して当該依頼人に交付し、副本は作成の日から５年間保存しなければならない。

第７章　資産及び会計

（会計年度）

第 50 条　本会の会計年度は毎年４月１日に始まり翌年３月 31 日に終る。

（経費）

第 51 条　本会の経費は、次に掲げるものをもってあてる。

(1)　会費

(2)　入会金

(3)　交付金
(4)　助成金
(5)　その他の収入

（予算）

第 52 条　会長は、毎会計年度の予算案を作成し、定時総会の議決を得なければならない。

2　会長は、翌年度の４月、５月に要する経費にあてるため、暫定予算を組むことができる。暫定予算は、当該暫定予算に係る年度の前年度の予算の議決と同時に議決しておくものとする。

3　暫定予算は、当該年度の予算が成立したときは失効するものとし、暫定予算に基づく支出、又はこれに基づく債務の負担があるときは、これを当該年度の予算に基づいてなしたものとみなす。

4　会長は、予算及び暫定予算が成立していない期間においては、通常の業務を執行するために必要な経費に限り一定期間に係る前年度予算の範囲内で支出することができる。

（予算の流用）

第 53 条　会長は、支出予算について、各款項に定める経費を相互に流用することができない。ただし、予算の執行上必要がある場合に限り、理事会の議決を得て流用することができる。

2　会長は、前項ただし書の規定により予算を流用したときは、その後に開かれる最初の総会にその旨を報告しなければならない。

（財産目録）

第 54 条　会長は本会の資産及び負債を明らかにするため、毎会計年度末現在における財産目録を作成しなければならない。

（決算報告書）

第 55 条　会長は、毎会計年度終了後、本会の収入及び支出の決算報告書を作成し、監事に提出しなければならない。

2　監事は前項の決算報告書を監査し、その結果についての意見をこれに付記しなければならない。

3　会長は、定時総会に前項の決算報告書を提出しなければならない。

（資産の管理）

第 56 条　本会の資産は、会長が管理する。

（財産の請求制限）

第 57 条　会員は退会した場合において、本会に対しこの会則に別段の定めのある場合をのぞいて財産上の請求をすることができない。

第８章　支部

（支部）

第 58 条　本会は、行政書士の健全な発展を目的とし、会員の創意工夫による地域に密着した活動を行うため支部を設ける。

2　支部の名称及び区域は理事会で定める。

3　支部の会員は、当該支部の区域内の事務所にかかる個人会員及び法人会員とし、第６条第２項及び第３項の規定を準用する。この場合において、「本会」とあるのは「各支部」と、第２項中「前項の個人会員」とあるのは「各支部の個人会員」と、第３項中「第１項の法人会員」とあるのは「各支部の法人会員」と読み替えるものとする。

4　本会は、支部活動のため別に定めるところにより支部交付金を支部に交付することができる。

5　支部に関する必要な事項は別に支部規則で定める。

（支部長会）

第 59 条　支部長会は、支部長をもって組織する。

2　支部長会の組織及び運営に関する事項は、別に支部規則により定める。

第９章　補則

（名誉会長等）

第 60 条　本会に名誉会長、顧問及び相談役を置くことができる。

2　名誉会長は総会にはかって会長が委嘱する。

3　顧問及び相談役は理事会にはかって会長が委嘱する。

4　名誉会長、顧問及び相談役は本会の業務の執行について各種の会議に出席して意見を述べることができる。

5　名誉会長、顧問及び相談役である期間はその委嘱した会長の任期と同一とする。

（補助者）

第 61 条　会員は、特に必要がある場合に限りその

事務に関して補助者を置くことができる。
2　補助者に関し必要な事項は、別に規則により定める。
（施行）
第 62 条　この会則の施行に関し、必要な事項は、別に規則により定める。

附則
1　この会則は昭和46年12月1日より実施する。ただし、第３条及び第４条中登記事務に関する部分並びに第４章の規程は昭和 47 年 12 月１日から実施する。
2　この法人の設立当初の役員は行政書士法の一部を改正する法律（昭和 46 年法律第 101 号）附則第２条第２項の規定により選任された者とする。
3　この法人設立前における大阪府行政書士会に関する権利及び義務の一切はこの法人に承継するものとする。
（昭和 46 年 11 月 30 日大阪府指令地方第 1385 号認可）

附則
この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。
（昭和 48 年８月 11 日大阪府指令地方第 541 号認可）

附則
この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。
（昭和 48 年９月 14 日大阪府指令地方第 652 号認可）

附則
この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。ただし、第 43 条及び第 67 条の規定の改正は、昭和48年４月１日から適用し、第16条、第 18 条及び第 19 条の２の改正は、昭和 50 年中に開催される総会の日から適用される。
（昭和 49 年８月１日大阪府指令地方第 558 号認可）

附則
この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。
（昭和 50 年３月 20 日大阪府指令地方第 1873 号認可）

附則
この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。
（昭和 51 年９月 20 日大阪府指令地方第 733 号認可）

附則
この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。ただし、第 18 条第１号、第４号、第６号、第７号の改正は、昭和 52 年中に開催される定時総会の日から適用する。
（昭和 52 年４月１日大阪府指令地方第 2210 号認可）

附則
この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。
（昭和 53 年８月１日大阪府指令地方第 442 号認可）

附則
この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。
（昭和 54 年７月 20 日大阪府指令地方第 396 号認可）

附則
1　この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。
2　第 19 条の２は昭和 56 年度中に開催される定時総会の日から適用する。第 70 条第７項は、昭和 56 年度中に開催される支部定時総会の日から適用する。
（昭和 55 年８月１日大阪府指令地方第 548 号認可）

附則
この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。
（昭和 56 年８月１日大阪府指令地方第 792 号認可）

附則
この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。
（昭和 57 年８月 18 日大阪府指令地方第 1080 号認可）

附則
1　この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。
2　改正後の大阪府行政書士会会則第 30 条第６号及び第 37 条の２第２項の規定は、施行日以降に任命された綱紀表彰委員について適用し、施行日前に任命された綱紀表彰委員及びその予備委員について、なお従前の例による。
（昭和 58 年４月１日大阪府指令地方第 43 号認可）

附則
この会則は、大阪府知事の認可のあった日から

施行する。

（昭和 58 年８月５日大阪府指令地方第 1069 号認可）

附則

この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。

（昭和 59 年 10 月１日大阪府指令地方第 986 号認可）

附則

この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。

（昭和 60 年６月１日大阪府指令地方第 90 号認可）

附則

この会則は、昭和 61 年４月１日から施行する。

（昭和 61 年４月１日大阪府指令地方第 1340 号認可）

附則

この会則は、昭和 62 年８月 29 日から施行する。

（昭和 62 年８月 29 日大阪府指令地方第 601 号認可）

附則

１　この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。

２　第 34 条第１項第１号の委員は第 34 条第２項の規定にかかわらず、昭和 64 年度中に開催される定時総会まで、施行のときの綱紀表彰委員をもって充てるものとする。

（昭和 63 年７月 15 日大阪府指令地方第 475 号認可）

附則

この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。

（平成元年７月 19 日大阪府指令地方第 462 号認可）

附則

この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。

（平成３年 10 月１日大阪府指令地方第 809 号認可）

附則

この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。

（平成５年９月１日大阪府指令地方第 621 号認可）

附則

この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。

（平成６年 11 月 24 日大阪府指令地方第 997 号認可）

附則

この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。

（平成７年８月 31 日大阪府指令地方第 683 号認可）

附則

この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。

（平成９年７月 11 日大阪府指令地方第 429 号認可）

附則

この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。

（平成 11 年６月 18 日大阪府指令市第 357 号認可）

附則

この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。

（平成 12 年８月 24 日大阪府指令市第 688 号認可）

附則

この会則は、平成 16 年８月１日から施行する。

（平成 16 年７月６日大阪府指令市第 1841 号認可）

附則

この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。

（平成 17 年 11 月７日大阪府指令市第 2649 号認可）

附則

１　この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。

２　第 14 条第２項、第 15 条第４項、第 16 条第４項、第５項、第 18 条の２、第 23 条の２から第 23 条の４、第 36 条の改正は、平成 19 年４月１日から適用する。

（平成 18 年７月 27 日大阪府指令市第 1916 号認可）

附則

この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。

（平成 19 年９月 28 日大阪府指令市第 2109 号認可）

附則

この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。

（平成 21 年７月 28 日大阪府指令市第 1901 号認可）

附則

この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。

（平成 23 年６月 15 日大阪府指令市第 1835 号認可）

附則

この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。

（平成 24 年６月 14 日大阪府指令市第 1664 号認可）

附則

この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。

（平成 25 年６月 26 日大阪府指令市第 2112 号認可）

附則

この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。

（平成 26 年 10 月３日大阪府指令市第 2105 号認可）

附則

この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。

（平成 28 年７月７日大阪府指令市第 2107 号認可）

附則

この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。

（平成 30 年７月９日大阪府指令市第 1913 号認可）

附則

この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。

（令和２年６月 15 日大阪府指令市第 1672 号認可）

附則

この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。

（令和３年６月 21 日大阪府指令市第 1690 号認可）

附則

この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。

（令和５年７月 19 日大阪府指令市行第 1865 号認可）

附則

この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。

（令和７年６月 30 日大阪府指令市行第 1772 号認可）

附則

この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。

（令和８年６月 24 日大阪府指令市行第 1753 号認可）